

<h1>静岡市報</h1>	No. 82
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 9
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・ 15

規 則

- 静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・ 18
- 静岡市自然の家条例施行規則及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 65
- 静岡市消防手帳規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

**教育委員会規則**

- 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・68
- 静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・70

**上下水道局管理規程**

- 静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・72
- 静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・74

**訓 令**

- 静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程の廃止・・・・・・・・77
- 静岡市蒲原庁舎における宿直及び日直に関する規程の一部改正・・・・・・・・78

**消防本部訓令**

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・80
- 静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正・・・・・・・・・・83

**議会告示**

- 静岡市議会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・85
- 静岡市議会図書室規程の一部改正・・・・・・・・・・87

**監査委員告示**

- 静岡市監査委員事務局規程の一部改正・・・・・・・・・・89

## ＜本号で掲載された条例のあらまし＞

## ◇ 静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例（令和8年静岡市条例第3号）

静岡市が有する豊かな環境を保全し、及び地域資源を活用して環境課題の解決を図る事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

---

## ◇ 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第4号）

令和8年度の組織機構改編に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第5号）

静岡市特別職報酬等審議会の答申に伴い、市議会の議員の議員報酬等について、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第6号）

静岡市特別職報酬等審議会の答申に伴い、特別職の職員の給料月額等について、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第7号）

静岡市火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に関する要件を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第8号）

火災予防条例に関する基準府令等の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例を廃止する条例（令和8年静岡市条例第9号）

令和7年度をもって基金残高がなくなることに伴い、本条例を廃止することとした。

---

## ◇ 静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金条例を廃止する条例（令和8年静岡市条例第10号）

令和7年度をもって基金残高がなくなることに伴い、本条例を廃止することとした。

---

# 条 例

静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

### 静岡市条例第3号

静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例

(設置)

第1条 静岡市が有する豊かな環境を保全し、及び地域資源を活用して環境課題の解決を図る事業（他の基金を財源とすべき事業を除く。以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年3月16日から施行する。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第4号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中市民局の事務分掌を削る。

第1条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改め、同条観光文化・市民局の事務分掌中（4）を（8）とし、（3）の次に次のように加える。

（4）市民活動の推進、市民との協働及び市民参画に関する事項

（5）人権に関する事項

（6）生涯学習に関する事項

（7）市民生活に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（静岡市男女共同参画推進条例の一部改正）

2 静岡市男女共同参画推進条例（平成15年静岡市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第30条中「市民局」を「観光文化・市民局」に改める。

（静岡市多文化共生のまち推進条例の一部改正）

3 静岡市多文化共生のまち推進条例（令和4年静岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

（静岡市市民活動の促進に関する条例の一部改正）

4 静岡市市民活動の促進に関する条例（平成19年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中「市民局」を「観光文化・市民局」に改める。

（静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例の一部改正）

- 5 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例（平成28年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第5号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「824,000円」を「849,000円」に改め、同条第2号中「735,000円」を「758,000円」に改め、同条第3号中「663,000円」を「683,000円」に改める。

第6条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

第10条中「種類」を「種目」に改める。

第11条中「静岡市職員の給与に関する条例及び」を「静岡市職員の給与に関する条例並びに」に改め、「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」の次に「及び静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第6号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,250,000円」を「1,288,000円」に改め、同条第2号中「940,000円」を「969,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「812,000円」を「837,000円」に改め、同条第5号中「663,000円」を「683,000円」に改める。

第7条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第7号

静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

静岡市火入れに関する条例（平成15年静岡市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、異常乾燥注意報」を「及び乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「、林野火災注意報及び林野火災警報」を加え、同条第2項中「前項に規定する注意報若しくは警報」を「強風注意報及び乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第8号

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）」を  
「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）」を  
第2章の3 林野火災の予防（第38条の8—第38条の9）  
の7）  
に改める。  
」

第10条の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第10条の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第38条中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第2章の2の次に次の1章を加える。

### 第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、管轄の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第61条の3第1項第3号中「第64条」を「第64条第1項」に改める。

第63条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第8号の2とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第64条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び同条を第10条の2とし、第9条の次に1条を加える改正規定、第38条の7の改正規定、第2章の2の次に1章を加える改正規定並びに第63条の改正規定及び同条第8号を同条第8号の2とし、同条第7号の次に1号を加える改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第9号

後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例を廃止する条例

後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例（平成15年静岡市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第10号

静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金条例を廃止する条例

静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金条例（平成24年静岡市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

# 規則

## 静岡市規則第4号

静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年2月17日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則（平成15年静岡市規則第230号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第5号

静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年2月17日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年静岡市規則第48号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同条第1号中「第102条第2項」を「第163条の56第2項」に改める。

第3条中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第49条第1項第2号」を「第76条の25第1項第2号」に改める。

第4条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、同条の表中「第1条の3第1項の表2の(30)」を「第1条の3第1項の表2の(29)」に改める。

様式第2号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第6号

静岡市自然の家条例施行規則及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則を廃止する規則をここに制定する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市自然の家条例施行規則及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 静岡市自然の家条例施行規則（令和7年静岡市規則第16号）
- (2) 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則（令和7年静岡市規則第17号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第7号

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年2月26日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市消防局長事務専決規則（平成15年静岡市規則第246号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (19) 静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）第38条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報及び同条第3項の規定による区域の指定に関すること。

## 附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

## 静岡市規則第8号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年2月26日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書」を「指定管理駐車場指定管理者指定申請書」に改め、同条第1号中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画書」を「指定管理駐車場事業計画書」に改め、同条第2号中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画に関する収支予算書」を「指定管理駐車場事業計画に関する収支予算書」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書」を「指定管理駐車場利用料金承認申請書」に改め、同条第2項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証」を「指定管理駐車場利用料金承認証」に改め、同条第4項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「市長等」を「市長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「により」の次に「市長が」を、「取り付けた日」の次に「又は指定管理者が警告を行った日」を加え、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

2 指定管理者は、条例第15条第1項に規定する自転車等があるときは、指定管理者が市長の承認を得て別に定めた方法により、当該自転車等に警告を行うものとする。

第7条第1項中「市長等」を「市長」に改め、同条第2項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場」を「有料駐車場」に改め、「(利用期間が1月である者を除く。)」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 指定管理駐車場の定期利用許可の取消しに係る手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第6条第1項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場」を「有料駐車場」に改め、同条第3項中「市長が別に定める」を「次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する駐車料金の額は、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 駐車料金の全額
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者 駐車料金の全額
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者 駐車料金の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

第6条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

4 駐車料金の減額又は免除を受けた者は、減額又は免除を受けた理由が消滅したときは、市長に届け出なければならない。

第5条第1項中「条例第6条第1項に規定する」及び「（静岡市清水駅東口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場を除く。）」を削り、同条第2項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場、」及び「静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3 指定管理駐車場の一時利用に係る手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第4条中「定期駐車票又は定期使用証」を「又は定期駐車票」に、「市長等」を「市長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 指定管理駐車場における定期利用に係る利用証等を紛失した場合の手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第3条中「市長等」を「市長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 指定管理駐車場の定期利用の変更の手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第2条第1項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「有料駐車場」の次に「（以下「有料駐車場」という。）」を加え、「市長等（静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあつ

ては市長を、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあっては条例第20条の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「市長等」を「市長」に改め、同条第4項及び第5項中「定期利用許可を受けた」を「市長から定期利用許可を受けた」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

6 条例第5条に規定する指定管理駐車場（以下「指定管理駐車場」という。）の定期利用の許可の手続については、条例第19条の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（車両制限）

第2条 条例第4条に規定する車両の制限は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

名称	駐車対象車両
静岡市青葉通り自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市追手町自転車等駐車場	
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場	自転車
静岡市黒金町西第2自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場	
静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市森下町自転車等駐車場	
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場	
静岡市用宗駅自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車
静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市安倍川駅東口第2自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車
静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場	
静岡市清水駅東口自転車等駐車場	

静岡市清水桜橋第1自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第2自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第3自転車等駐車場	
静岡市清水桜が丘自転車等駐車場	自転車
静岡市清水狐ヶ崎北自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市清水狐ヶ崎南自転車等駐車場	
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	
静岡市草薙駅前東自転車等駐車場	
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	
静岡市由比駅前自転車等駐車場	
静岡市興津駅自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に、

「

利用を希望する自転車等駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前
-----------------------	--

を

「

利用を希望する自転車等駐車場	
----------------	--

に

改め、同様式備考を削る。

様式第2号その1中「第2条関係」を「第3条関係」に、「清水駅東口自転車等駐車場、東静岡駅北口自転車等駐車場、東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場以外の定期利用駐車場」を「有料駐車場」に改める。

様式第2号その2中「第2条関係」を「第3条関係」に、「清水駅東口自転車等駐車場、」及び「東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場」を削る。

様式第3号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第4号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式備考を削る。

様式第5号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式備考を削る。

様式第6号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第7号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、「清水駅東口自転車等駐車場、」及び「東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場」を削る。

様式第8号中「第6条関係」を「第7条関係」に、

「

減額・免除を受けようとする理由 (番号を○で囲む。)	1 生活保護による被保険者 2 身体障害者(障害の程度 級) 3 その他( )	を
-------------------------------	---	---

」

「

減額・免除を受けようとする理由		に
-----------------	--	---

」

改める。

様式第9号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第10号中「第7条関係」を「第8条関係」に、

「

利用している駐車場 (○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前	を
----------------------	--	---

」

「

利用している駐車場	
-----------	--

に  
」

改め、同様式備考を削る。

様式第11号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第12号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第13号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第14号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第15号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書」を「指定管理駐車場利用料金承認申請書」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場の」を「  
自転車等駐車場の」に改める。

様式第16号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証」を「指定管理駐車場利用承認証」に、「あった静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「あった  
自転車等駐車場」に、「を静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「を  
自転車等駐車場」に改める。

様式第17号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書」を「指定管理駐車場指定管理者指定申請書」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場の」を「  
自転車等駐車場の」に改める。

様式第18号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第19号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第9号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3款 市民局関係出先機関」を「第3款 観光文化・市民局関係出先機関」に改める。

先機関」に改める。

第3条第2号の表を次のように改める。

課名	係名
総務課	総務係 文書管理係 組織管理係 行財政改革推進係
コンプライアンス推進課	内部統制・審理係
政策法務課	法規係 訟務係
人事課	人事第1係 人事第2係 給与係 人材育成係
秘書課	秘書係
広報課	報道広報係 広報紙係 広聴係
職員厚生課	安全衛生推進係 福利係

第3条第3号の表中

「

企画課	政策企画・総務係 広域行政係 移住・SDGs推進係 総合教育係 統計分析係
社会共有資産利活用推進課	社会共有資産経営係 アリーナ整備・公民連携係 資産活用推進室

を

「

総合政策課	政策企画第1・総務係 政策企画第2係 総合教育係
-------	--------------------------

」

	人口減少対策推進係 統計分析係	
社会共有資産利活用推進課	公民連携推進係 清水駅東口まちづくり共創係 東静岡アリーナ共創係 社会共有資産経営係 資産活用第1係 資産活用第2係	に

改め、同条第4号の表中

「

部名	課名	係、室又はセンター名	を
----	----	------------	---

」

「

部名	課名	係又はセンター名	に、
----	----	----------	----

」

「

	管財課	財産管理係 庁舎管理係 車両管理係 庁舎整備室	を
--	-----	----------------------------	---

」

「

	庁舎管理課	庁舎管理係 車両管理係	に、
--	-------	-------------	----

」

「

税務部	税制課	総務係 税制係 税務システム移行準備室	を
-----	-----	---------------------	---

」

「

税務部	税制課	総務係 税制係 税務システム移行準備係	に
-----	-----	---------------------	---

」

改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 観光文化・市民局

課名	係、センター、館又は場名
----	--------------

観光国際課	総務係 企画係 総合戦略係 地域外交係 観光推進第1係 観光推進第2係 施設係
文化政策課	文化振興係 まちは劇場推進係 文化事業推進係 施設係 芹沢銈介美術館
歴史文化課	文化財保護係 埋蔵文化財係 駿府城エリア活性化係 三保松原文化創造センター 登呂博物館
スポーツ振興課	企画係 ユニバーサルスポーツ推進係 スポーツツーリズム推進係 施設第1係 施設第2係
市民自治推進課	自治活動支援係 市民協働促進係
社会的包摂推進課	男女共同参画・人権政策係 多文化共生係
生涯学習推進課	生涯学習推進係 人づくり事業推進係 施設管理係
生活安全安心課	防犯・交通安全係 消費生活センター 計量検査係
戸籍管理課	戸籍・住居表示係 霊園・斎場係 静岡斎場 清水斎場 庵原斎場

第3条第6号を削り、同条第7号の表中

「

課名	係、室、センター又は場名
----	--------------

を  
」

「

課名	係、センター又は場名
----	------------

に、  
」

「

ごみ減量推進課	企画係 ごみ減量・リサイクル推進係 清掃施設建設室
---------	---------------------------

を  
」

「

ごみ減量推進課	企画係 ごみ減量・リサイクル推進係 清掃施設建設係
---------	---------------------------

に、  
」

廃棄物処理課	管理係 施設維持係 施設環境保全係 西ヶ谷清掃工場 沼上清掃工場 静岡衛生センター 清水衛生センター（西ヶ谷清掃工場、沼上清掃工場、静岡衛生センター及び清水衛生センターに施設管理係を置く。）	を
--------	---	---

廃棄物処理課	管理係 施設維持係 西ヶ谷清掃工場 沼上清掃工場 静岡衛生センター 清水衛生センター（西ヶ谷清掃工場、沼上清掃工場、静岡衛生センター及び清水衛生センターに施設管理係を置く。）	に
--------	---	---

改め、同号を同条第6号とし、同条第8号の表中

健康福祉部	福祉総務課	総務係 管理係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生活環境支援係 臨時特別給付金係	を
-------	-------	---	---

健康福祉部	福祉総務課	総務係 管理係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 臨時特別給付金係	に、
-------	-------	---	----

	健康づくり推進課	総務係 保健指導係 健診係 口腔保健支援センター 障害者歯科保健センター	を
--	----------	--------------------------------------	---

	健康づくり推進課	総務係 保健指導係 健診係 がん対策係 口腔保健支援センター 障害者歯科保健センター	に、
--	----------	--	----

	福祉債権収納対策課	収納企画係 国保収納第1係 国保収納第2係 国保収納第3係	を
--	-----------	-------------------------------	---

	福祉債権滞納対策課	国保収納係 国保徴収第1係 国保徴収第2係 後期高齢者医療保険・介護保険徴収係	に、
--	-----------	---	----

	安心感がある温かい社会推進課	終活支援係 未来のあんしん支援係	を
--	----------------	------------------	---

	安心感がある温かい社会推進課	未来のあんしん支援係 生活環境支援係 福祉の困りごと支援係	に、
--	----------------	-------------------------------	----

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 医療事業係 市立病院支援係	を
---------	---------	---------------------	---

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 医療事業係 市立病院支援係 清水病院経営革新係	に
---------	---------	-------------------------------	---

改め、同号を同条第7号とし、同条第9号の表中

「

<p>こども園運営課</p>	<p>総務・施設係 運営係 職員係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 小島こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原西部こども園 蒲原東部こども園 入山こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園</p>
----------------	---

を

「

<p>こども園運営課</p>	<p>総務・施設係 運営係 職員係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広</p>
----------------	---

	野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 小島こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原東部こども園 入山こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園	に
--	--	---

改め、同号を同条第8号とし、同条第10号の表中

本部又は部名	課名	係又は室名	を
--------	----	-------	---

本部又は部名	課名	係名	に、
--------	----	----	----

海洋政策部	B X推進課	総務・企画係 B X推進係 海洋DX先端拠点化係 基盤整備係 海洋ミュージアム建設室	を
-------	--------	--	---

海洋政策部	B X推進課	総務・B X推進係 企画・基盤整備係 海洋DX先端拠点化係 海洋ミュージアム建設係	に、
-------	--------	---	----

農政部	農業政策課	総務係 みどりの食料システム係 農業支援係 お茶のまち推進係 みかん・園芸・畜産係	を
-----	-------	---	---

農政部	農業政策課	総務係 みどりの食料システム係 農業支援係 茶生産再生係 みかん・園芸・畜産係	に、
-----	-------	---	----

	農地整備課	総務係 土地改良推進係 管理係 農道水路係 農業集落排水係	を
	水産振興課	企画・管理係 しずまえ振興係 漁港整備係	

	農地整備課	総務係 土地改良管理係 農道水路係 農業集落排水係	に
	水産振興課	水産振興係 漁港整備係	

改め、同号を同条第9号とし、同条第11号の表中

部名	課名	係又は室名	を
----	----	-------	---

部名	課名	係名	に、
----	----	----	----

	交通政策課	企画係 生活交通係 次世代交通推進係
--	-------	--------------------

	管理係 自転車のまち推進係	
開発審査課	土地取引係 開発審査係 盛土対策係	を
大谷・小鹿まちづくり推進課	管理係 開発推進係 区画整理係 まちづくり推進係	

交通政策課	企画係 生活交通係 次世代交通推進係 管理係	
土地政策課	開発政策係 土地取引係 盛土対策係	に、
大谷・小鹿まちづくり推進課	管理係 まちづくり推進係 区画整理係	

公園建設管理課	総務係 葵公園管理係 駿河公園管理係 建設係 日本平公園建設室	を
---------	------------------------------------	---

公園建設管理課	総務係 葵公園管理係 駿河公園管理係 建設係 日本平公園建設係	に
---------	------------------------------------	---

改め、同号を同条第10号とし、同条第12号の表中

部名	課名	係又は室名	を
----	----	-------	---

部名	課名	係名	に、
----	----	----	----

	技術政策課	企画係 設計監理係 建設発生土対策係 土木検査係 建築設備検査係	を
--	-------	-------------------------------------	---

	技術政策課	企画係 設計監理係 建設副産物・施工 環境係 土木検査係 建築設備検査係	に、
--	-------	---	----

	河川課	総務係 河川係 雨水係 維持管理係 工事係	を
道路部	道路計画課	総務係 企画係 整備係 高規格道路推 進係 中央新幹線関連道路推進室	

	河川課	総務係 総合治水係 維持管理係 工事 係	に
道路部	道路計画課	総務係 企画係 整備係 広域道路推 進係	

改め、同号を同条第11号とする。

第4条中 「総務局  
市長公室」 を「総務局」に改め、同条秘書課及び広報課の所掌事務を削る。

第4条人事課の所掌事務の次に次のように加える。

秘書課

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 儀礼及び交際に関する事。
- (3) 渉外事務に関する事。
- (4) 名誉市民に関する事。
- (5) 表彰者の処遇及び表彰審査委員会に関する事。

## 広報課

- (1) 広報活動に関する事。
- (2) 報道機関との連絡に関する事。
- (3) 広聴活動に関する事。

第4条企画課の所掌事務を総合政策課の所掌事務とし、同所掌事務中(7)から(26)までを次のように改める。

- (7) 総合戦略の推進に関する事。
- (8) SDGs(持続可能な開発目標をいう。)に関する事。
- (9) 分権の推進に関する事。
- (10) 市民自治によるまちづくりの推進の総括に関する事。
- (11) 市民自治推進審議会に関する事。
- (12) 指定都市市長会に関する事。
- (13) 大都市行政の推進及び調査研究に関する事。
- (14) 広域行政に関する事。
- (15) 合併に関する建設計画等に関する事。
- (16) 総合教育会議に関する事。
- (17) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事。
- (18) 地域クラブ活動に関する事。
- (19) 人口減少対策に係る企画(他の課かいの所管に属するものを除く。)及び調整に関する事。
- (20) 移住・定住の推進に関する事。
- (21) 市勢統計調査に関する事。
- (22) 基幹統計その他法令による統計調査(他の課かいの所管に属するものを除く。)に関する事。
- (23) 各種統計情報の加工及び分析による施策立案の推進に関する事。
- (24) 各執行機関の事務局及び各局部課かいの連絡(他の課かいの所管に属するものを除く。)、必要な指示及び総合調整に関する事。
- (25) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関する事。
- (26) 局の庶務に関する事。

第4条総合政策課の所掌事務中(27)及び(28)を削る。

第4条社会共有資産利活用推進課の所掌事務（4）中「整備」の次に「、運営等」を加え、同所掌事務に次のように加える。

- （9）清水庁舎の整備に関する事。
- （10）公有財産（不動産に限る。）の総括調整に関する事。
- （11）公有財産（不動産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- （12）公有財産の保険及び共済の契約及び請求に関する事。
- （13）サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会に関する事。
- （14）公有地の取得方針及び利用方針の決定に関する事。
- （15）土地開発基金に関する事。

第4条DX推進課の所掌事務（1）中「デジタル化推進プランに基づくデジタルトランスフォーメーション」を「DX」に改める。

第4条管財課の所掌事務を庁舎管理課の所掌事務とし、同所掌事務（1）及び（2）中「公有財産」の次に「（不動産を除く。）」を加え、同所掌事務中（3）を削り、（4）を（3）とし、（5）から（16）までを（4）から（15）までとする。

第4条市民局の所掌事務を削る。

第4条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

第4条観光政策課の所掌事務を観光国際課の所掌事務とし、同所掌事務（7）中「国内」の次に「及び海外」を加え、同所掌事務（8）及び（9）中「シティプロモーション」を「シティマーケティング」に改め、同所掌事務中（11）を（13）とし、同所掌事務（10）の次に次のように加える。

- （11）国際化の推進に係る企画及び調整に関する事。
- （12）国際交流及び国際協力に関する事。

第4条国際交流課の所掌事務を削る。

第4条文化政策課の所掌事務中（2）から（10）までを次のように改める。

- （2）文化団体の育成指導に関する事。
- （3）公益財団法人静岡市文化振興財団との連絡調整に関する事。
- （4）市民文化活動の促進に関する事。
- （5）まちは劇場の推進に関する事。
- （6）文化による観光誘客の推進に関する事。

- (7) 静岡市民文化会館、清水文化会館、静岡音楽館、静岡市美術館及び静岡科学館の管理に関すること。
- (8) 文化施設の企画及び整備に関すること。
- (9) 芹沢銈介美術館に関すること。
- (10) 芹沢銈介美術館協議会に関すること。

第4条歴史文化課の所掌事務(18)中「史跡片山廃寺跡整備委員会」を「史跡駿河国分寺跡整備委員会」に改める。

第4条スポーツ振興課の所掌事務(8)中「学校体育施設等」を「学校等体育施設」に改め、同所掌事務中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、同所掌事務(12)中「スポーツの」を「スポーツによる」に改め、同(12)を同所掌事務(11)とし、同所掌事務中(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を削り、(16)を(14)とし、同所掌事務の次に次のように加える。

#### 市民自治推進課

- (1) 自治会・町内会との連絡及び調整の総括に関すること。
- (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等の支給の総括に関すること。
- (3) 災害援護資金の貸付けの総括に関すること。
- (4) 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。
- (5) 災害救助経費の請求に関すること。
- (6) 水難救護に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)
- (7) 市民活動及び協働促進の企画、調査及び調整に関すること。
- (8) 市民活動及び協働促進の事業に関すること。
- (9) 市民活動促進協議会に関すること。
- (10) 協働パイロット事業審査委員会に関すること。
- (11) 特定非営利活動法人の認証等に関すること。
- (12) 市民活動センターの管理に関すること。
- (13) 市民参画の推進に関すること。
- (14) 戦没者遺族、引揚者等の援護及びその総括に関すること。
- (15) 日本赤十字社に関すること。
- (16) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

#### 社会的包摂推進課

- (1) 男女共同参画推進の企画、調査及び調整に関すること。

- (2) 男女共同参画審議会に関する事。
- (3) 男女共同参画推進の事業に関する事。
- (4) 女性会館の管理に関する事。
- (5) 女性団体等の育成に関する事。
- (6) 女性活躍ブランド認定審査委員会に関する事。
- (7) 人権に係る政策の企画、調査及び調整に関する事。
- (8) 人権啓発事業に関する事。
- (9) 人権擁護委員に関する事。
- (10) 多文化共生推進の企画、調査及び調整に関する事。
- (11) 多文化共生推進の事業に関する事。
- (12) 多文化共生協議会に関する事。
- (13) 一般財団法人静岡市国際交流協会との連絡調整に関する事。

#### 生涯学習推進課

- (1) 生涯学習の推進に係る企画及び調査に関する事。
- (2) 生涯学習推進事業に関する事。
- (3) 市民と行政との協働によるまちづくりを担う人材の養成の総括に関する事。
- (4) 生涯学習施設に関する事。
- (5) 生涯学習推進審議会に関する事。
- (6) 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。
- (7) 生涯学習に係る関係団体、関係機関等との連絡調整に関する事。

#### 生活安全安心課

- (1) 交通安全の計画及び交通安全運動の推進に関する事。
- (2) 交通安全運動関係機関及び交通安全推進団体に関する事。
- (3) 防犯運動及び暴力追放運動に関する事。
- (4) 犯罪被害者等支援に関する事。
- (5) 犯罪等に強いまちづくり基本計画に関する事。
- (6) 犯罪等に強いまちづくり推進審議会に関する事。
- (7) 路上喫煙による被害等の防止対策に関する事。
- (8) 客引き行為等の対策に関する事。
- (9) 消費生活基本計画に関する事。
- (10) 消費者教育の推進に関する事。

- (11) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (12) 消費者団体の自主的な活動の促進に関すること。
- (13) 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (14) 消費者苦情処理委員会に関すること。
- (15) 消費生活に係る事業者の指導に関すること。
- (16) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく表示の適正化に関すること。
- (17) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関すること（食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項の規定により市長が行うこととされる事務を除く。）。
- (18) 生活関連物資等の価格の情報の収集及び提供に関すること。
- (19) 消費生活審議会に関すること。
- (20) 事業者による個人情報の取扱いに係る苦情処理等に関すること。
- (21) 計量に関すること。
- (22) 市民相談、行政相談委員及び交通事故相談所の総括に関すること。
- (23) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

#### 戸籍管理課

- (1) 住居表示に関すること。
- (2) 町界町名に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳、印鑑等の総括に関すること。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに関する事務の総括に関すること。
- (5) 一般旅券の発給申請の受付等の調整等に関すること。
- (6) 市民サービスコーナーの総括に関すること。
- (7) 改葬の許可及びその総括に関すること。
- (8) 市営墓地及び市営納骨堂に関すること。
- (9) 斎場に関すること。
- (10) 所管に係る事務についての区役所地域総務課及び戸籍住民課（区役所事務分掌規則第2条各号に規定する戸籍住民課をいう。）との総合調整に関すること。

第4条環境共生課の所掌事務（6）中「の総括」を削り、同所掌事務中（9）及び（10）を削る。

第4条森林経営管理課の所掌事務(8)中「伐採届」を「届出、許可等」に改め、同所掌事務中(12)を削り、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)及び(17)を削り、(18)を(15)とし、(19)を(16)とし、(20)を(17)とする。

第4条環境保全課の所掌事務に次のように加える。

(6) 盛土等による環境の汚染の防止に関すること。

第4条福祉総務課の所掌事務中(11)を削り、(12)を(11)とし、(13)から(27)までを(12)から(26)までとし、(26)の次に次のように加える。

(27) 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の徴収及び滞納処分に関すること(市長が定めるものに限る。)

第4条福祉総務課の所掌事務中(36)を削り、(37)を(36)とし、(38)を(37)とし、(39)を(38)とする。

第4条健康づくり推進課の所掌事務中(19)を(22)とし、(16)から(18)までを(19)から(21)までとし、(4)から(18)までを次のように改める。

(4) がん対策の推進に関する計画に関すること。

(5) がん対策推進協議会に関すること。

(6) がん検診精度管理協議会に関すること。

(7) 食育推進計画に関すること。

(8) 食育推進会議に関すること。

(9) 老人福祉計画に関すること(保健に関する事業に限る。)

(10) 健康増進法(平成14年法律第103号)の施行に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)

(11) 成人保健事業に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)

(12) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域支援事業(保健に関する事業に限る。)に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)

(13) 保健指導業務の総合的計画及び調整並びに保健師の人材育成に関すること。

(14) 歯科口腔保健事業に関すること。

(15) 歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関する計画に関すること。

(16) 歯と口腔(くう)の健康づくり推進会議に関すること。

(17) 障害者歯科保健センターに関すること。

(18) 国民健康保険保健事業実施計画及び特定健康診査等実施計画に関すること。

第4条介護保険課の所掌事務(4)中「(市長が定めるものを除く。)」を削る。

第4条福祉債権収納対策課の所掌事務を福祉債権滞納対策課の所掌事務とし、同所掌事務(1)中「及び後期高齢者医療保険料並びにこれら」を「並びに国民健康保険料(税)」に、「福祉債権収納対策課」を「福祉債権滞納対策課」に、「徴収金」を「国保徴収金」に改め、同所掌事務(2)から(6)までの規定中「徴収金」を「国保徴収金」に改め、同所掌事務中(7)及び(8)を次のように改める。

(7) 後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金(以下福祉債権滞納対策課の所掌事務において「後期徴収金」という。)の徴収に関する事。

(8) 後期徴収金の滞納処分に関する事。

第4条福祉債権滞納対策課の所掌事務に次のように加える。

(9) 後期徴収金の嘱託及び受託に関する事。

(10) 後期徴収金の納付相談に関する事。

(11) 介護保険の第1号被保険者の保険料及び介護保険の第1号被保険者の保険料に係る延滞金(以下福祉債権滞納対策課の所掌事務において「介護徴収金」という。)の徴収に関する事(他の課かいの所管に属するものを除く。)

(12) 介護徴収金の滞納処分に関する事。

(13) 介護徴収金の嘱託及び受託に関する事。

(14) 介護徴収金の納付相談に関する事。

第4条安心感がある温かい社会推進課の所掌事務中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、(6)及び(7)を削り、同所掌事務(8)中「所管」を「終活支援」に改め、同(8)を同所掌事務(4)とし、同所掌事務に次のように加える。

(5) 重層的支援体制整備事業の総括に関する事。

(6) 不良な生活環境を解消するための支援(情報の集約、分析等及び解消が困難な事案に係る支援の総括に関する事に限る。)に関する事。

(7) 孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に係る総合調整に関する事。

(8) 福祉分野にまたがる相談支援・居場所の機能強化に関する事。

第4条保健衛生医療課の所掌事務(2)中「保健衛生施設」を「市が設置する保健衛生施設」に、「保健福祉センター」を「保健センター」に改め、同所掌事務中(13)及び(14)を削り、(15)を(13)とし、(16)を(14)とし、同所掌事務(17)中「経営支援」を「経営改革」に改め、同(17)を同所掌事務(15)とし、同所掌事務中(18)を(16)とし、(19)から(24)までを(17)から(22)までとする。

第4条こども未来課の所掌事務(13)中「及び」を「、」に改め、「子育てのための施設等利用給付」の次に「及び乳児等のための支援給付」を加え、同所掌事務(14)中「こども園使用料」の次に「、保育所入所者負担金」を、「徴収」の次に「及び滞納処分」を加え、「(市長が定めるものを除く。)」を削る。

第4条こども若者応援課の所掌事務(13)を削る。

第4条幼児教育・保育支援課の所掌事務(1)及び(2)中「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改め、同所掌事務(3)中「及び」を「、」に改め、「特定地域型保育事業者」の次に「及び特定乳児等通園事業者」を加え、同所掌事務(4)中「及び」を「、」に改め、「子育てのための施設等利用給付」の次に「及び乳児等のための支援給付」を加え、同所掌事務(11)を削る。

第4条BX推進課の所掌事務(1)中「国際海洋文化都市」を「国際海洋拠点」に改め、同所掌事務(2)中「技術革新等」を「政策」に改め、同所掌事務中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 海づり公園の管理に関すること。

第4条BX推進課の所掌事務中(12)を削り、(11)を(12)とし、(8)から(10)までを(9)から(11)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 三保飛行場の管理に関すること。

第4条清水みなと振興課の所掌事務(2)中「港湾の」を「清水港の振興・」に改め、同所掌事務中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 港湾関連施設に関すること。

第4条交通政策課の所掌事務中(16)を(17)とし、(9)から(15)までを(10)から(16)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9) 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく自家用有償旅客運送の登録及び指揮監督に関すること。

第4条開発審査課の所掌事務を土地政策課の所掌事務とし、同所掌事務中(12)を削り、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、同所掌事務(16)中「静岡県盛土等の規制に関する条例」を「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」に改め、同(16)を同所掌事務(15)とし、同所掌事務中(17)を(16)とし、(18)を(17)とする。

第4条土木管理課の所掌事務(13)中「(昭和26年法律第183号)」を削る。

第4条道路計画課の所掌事務(7)中「及び調整」を削り、同所掌事務中(12)を(13)とし、(8)から(11)までを(9)から(12)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 国土交通省直轄国道の移譲に関すること。

第4条の2中「総務局にあつては総務課を、」を削る。

第5条第1項中「市長公室」を削り、同条第3項第3号中「シティプロモーション」を「シ  
ティマーケティング」に改める。

「第3款 市民局関係出先機関」を「第3款 観光文化・市民局関係出先機関」に改める。

第7条を削り、第8条第1項中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改め、同条を  
第3章第1節第3款第7条とする。

第3章第1節第3款の2を削る。

第3章第1節第4款中第8条の2を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(井川支所)

第8条の2 井川地区（静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）別表第  
2に規定する葵区役所井川支所の所管区域をいう。）における地域振興に関する事務（静岡市  
区の設置等に関する条例に規定する葵区役所井川支所の事務を除く。）を分掌させるため、環  
境局に井川支所を置く。

2 井川支所の位置は、静岡市葵区井川656番地の2とする。

3 井川支所に地域振興係を置く。

4 井川支所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 井川財産区に関すること。
- (2) 渡船事業に関すること。
- (3) 治山及び林道に関すること。
- (4) 道路及び橋りょうに関すること。
- (5) 農道及び農業用施設に関すること。
- (6) 河川に関すること。
- (7) 観光に係る取次ぎに関すること。
- (8) 簡易水道に係る取次ぎに関すること。

第13条の2第2項の表中

「

診療部	内科 血液内科 神経内科 消化器内科 循環器内科 小児科 精神科 外科 消化器外科 乳腺外科 血管外科 整形外科 形 成外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻
-----	--

を

	咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 歯科口腔外科 病理診断科 救急センター 集中治療室 市民健診センター 認知症疾患医療センター 地域医療支援室
--	---

「

診療部	内科 血液内科 神経内科 消化器内科 循環器内科 小児科 精神科 外科 消化器外科 乳腺外科 血管外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 歯科口腔外科 病理診断科 救急センター 集中治療室 市民健診センター 地域医療支援室
-----	---

に

改め、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 清水病院事務局に、次に掲げる係を置く。

総務経理係

職員係

施設物品管理係

医事経営係

7 清水病院事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企画及び総合調整に関すること。
- (2) 病院事業に係る各種情報の収集及び分析並びに発信に関すること。
- (3) 静岡市立清水病院経営計画評価会議に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 経理に関すること。
- (6) 出納に関すること。
- (7) 病院事業資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (9) 物品の調達及び管理に関すること。
- (10) 防災及び消防計画に関すること。
- (11) 施設基準等の管理に関すること。
- (12) 患者の診療受付及び入退院事務に関すること。

- (13) 診療報酬等の算定、請求及び収納等に関すること。
- (14) 検診等の契約に関すること。
- (15) 診療記録、病歴その他関係書類の整理及び保管に関すること。
- (16) 臨床指標の作成及び公開に関すること。
- (17) 診療に係る諸証明に関すること。
- (18) 医療情報の管理及び統括に関すること。
- (19) 図書の出借及び整理に関すること。
- (20) 静岡市立清水病院地域医療支援委員会に関すること。
- (21) 清水病院の庶務に関すること。

第22条第1項中「、市長公室に市長公室長を」を削り、同条第2項中「、井川支所に井川支所長を」を削り、「環境保健研究所長を」の次に「、井川支所に井川支所長を」を加え、同条第3項中「井川支所、環境保健研究所」を「環境保健研究所、井川支所」に改め、同条第4項中「、市長公室長」及び「、井川支所長」を削り、「環境保健研究所長」の次に「、井川支所長」を加え、同条第5項中「、市長公室長」及び「、井川支所長」を削り、「環境保健研究所長」の次に「、井川支所長」を加え、「部、市長公室」を「部」に、「清水市税事務所、井川支所」を「清水市税事務所」に、「環境保健研究所、地域リハビリテーション推進センター」を「環境保健研究所、井川支所、地域リハビリテーション推進センター」に改める。

第23条第1項中「別に定める担当局次長、」を「局理事、別に定める」に改め、同条第3項中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改め、同条第4項及び第5項中「担当局次長」を「局理事」に改める。

第26条第1項中「事務局長」の次に「、事務局次長、次長補佐」を加え、「、認知症疾患医療センター長」を削り、同条第3項中「事務局長」の次に「、事務局次長、次長補佐」を加え、「、認知症疾患医療センター長」を削り、同条第4項中「事務局長」の次に「、事務局次長、次長補佐」を加え、「、認知症疾患医療センター長」を削る。

第29条中「、公室の庶務」を削り、同条第1号から第3号までの規定中「、公室」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条保健衛生医療課の所掌事務(2)の改正規定(「保健福祉センター」を「保健センター」に改める部分に限る。)は、令和8年5月7日から施行する。

(静岡市市民自治推進審議会規則の一部改正)

- 2 静岡市市民自治推進審議会規則（平成17年静岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「総合政策局企画課」を「総合政策局総合政策課」に改める。  
(静岡市広報及び広聴に関する規則の一部改正)
- 3 静岡市広報及び広聴に関する規則（平成15年静岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「総務局市長公室広報課」を「総務局広報課」に改める。  
(静岡市庁舎管理規則の一部改正)
- 4 静岡市庁舎管理規則（平成15年静岡市規則第52号）の一部を次のように改正する。  
別表中「財政局財政部管財課長」を「財政局財政部庁舎管理課長」に改める。  
(静岡市一般職員住宅貸与規則の一部改正)
- 5 静岡市一般職員住宅貸与規則(平成19年静岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。  
第17条中「財政局財政部管財課長」を「財政局財政部庁舎管理課長」に改める。  
(静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)
- 6 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。  
第20条中「市民局市民自治推進課」を「観光文化・市民局市民自治推進課」に改める。  
(静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則の一部改正)
- 7 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則（平成22年静岡市規則第52号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「市民局生活安全安心課」を「観光文化・市民局生活安全安心課」に改める。  
(静岡市消費生活条例施行規則の一部改正)
- 8 静岡市消費生活条例施行規則(平成19年静岡市規則第61号)の一部を次のように改正する。  
第12条及び第33条中「市民局生活安全安心課」を「観光文化・市民局生活安全安心課」に改める。  
(静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 9 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成29年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項及び第13条第1項中「市民局市民自治推進課」を「観光文化・市民局市民自治推進課」に改める。  
(静岡市がん対策推進協議会規則の一部改正)

- 10 静岡市がん対策推進協議会規則（平成31年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課」を「保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課」に改める。

（静岡市都市計画法施行細則の一部改正）

- 11 静岡市都市計画法施行細則（平成15年静岡市規則第208号）の一部を次のように改正する。

第22条中「都市局都市計画部開発審査課」を「都市局都市計画部土地政策課」に改める。

（静岡市立日本平動物園運営委員会規則の一部改正）

- 12 静岡市立日本平動物園運営委員会規則（平成15年静岡市規則第221号）の一部を次のように改正する。

第7条中「観光交流文化局日本平動物園」を「観光文化・市民局日本平動物園」に改める。

静岡市規則第10号

静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「市民局、観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第11号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表以外の部分中「又はセンター」を削り、同条第1号の表中

「

課又は支所名	係又はセンター名
--------	----------

を」

「

課又は支所名	係名
--------	----

に、」

「

健康支援課	管理係 城東保健福祉センター 東部保健福祉センター 北部保健福祉センター 藁科保健福祉センター
-------	---

を」

「

健康支援課	管理係 地域保健第1係 地域保健第2係 地域保健第3係
-------	-----------------------------

に」

改め、同条第2号の表中

「

課又は支所名	係又はセンター名
--------	----------

を」

「

課又は支所名	係名
--------	----

に、」

「

健康支援課	管理係 南部保健福祉センター 大里保健福祉センター 長田保健福祉センター	を
-------	--------------------------------------	---

」

「

健康支援課	管理係 地域保健第1係 地域保健第2係 地域保健第3係	に
-------	-----------------------------	---

」

改め、同条第3号の表中

「

課又は支所名	係又はセンター名	を
--------	----------	---

」

「

課又は支所名	係名	に、
--------	----	----

」

「

健康支援課	管理係 清水保健福祉センター 蒲原保健福祉センター	を
-------	---------------------------	---

」

「

健康支援課	管理係 地域保健第1係 地域保健第2係 地域保健第3係	に
-------	-----------------------------	---

」

改める。

第3条の表以外の部分中「又はセンター」を削り、同条第1号の表中

「

福祉事務所名	課名	係又はセンター名	を
--------	----	----------	---

」

「

福祉事務所名	課名	係名	に、
--------	----	----	----

」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 を  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭支援係
--------	------------------

 に  
 」

改め、同条第2号の表中

「  

福祉事務所名	課名	係又はセンター名
--------	----	----------

 を  
 」

「  

福祉事務所名	課名	係名
--------	----	----

 に、  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 を  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭支援係
--------	------------------

 に  
 」

改め、同条第3号の表中

「  

福祉事務所名	課名	係又はセンター名
--------	----	----------

 を  
 」

「  

福祉事務所名	課名	係名
--------	----	----

 に、  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 を  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭支援係
--------	------------------

  
」

改める。

第4条地域総務課の所掌事務(38)中「区の魅力づくり事業」を「区の魅力づくり・地域課題解決支援事業」に改め、同所掌事務(44)中「コミュニティセンター」の次に「の使用許可」を加え、「(清水区役所に限る。)」を削り、同所掌事務中(45)を削り、(46)を(45)とし、(47)から(53)までを(46)から(52)までとする。

第4条戸籍住民課の所掌事務中(19)を削り、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とする。

第4条健康支援課の所掌事務中(9)を(10)とし、(4)から(8)までを(5)から(9)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) こども家庭センターに関すること(母子保健に関するものに限る。)

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務(12)を次のように改める。

(12) スポーツ施設の使用許可に関すること(蒲原支所に限る。)

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務中(27)を削り、(13)から(26)までを(14)から(27)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13) コミュニティセンターの使用許可に関すること(蒲原支所に限る。)

第4条子育て支援課の所掌事務(13)を削る。

第4条蒲原出張所の所掌事務(4)中「児童手当、児童扶養手当及び子ども手当」を「児童手当及び児童扶養手当」に改める。

第5条第1項中「、センターに所長を」を削り、同条第3項中「係長、所長」を「係長」に改める。

第6条第1項中「、係長又は所長」を「又は係長」に、「、係又はセンター」を「又は係」に改める。

第2条 静岡市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条健康支援課の所掌事務(1)中「保健福祉センター」を「保健センター」に改め、同所掌事務中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 健康相談窓口の管理運営に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年5月7日から施行する。

静岡市規則第12号

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市福祉事務所事務分掌規則(平成16年静岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の表以外の部分中「又はセンター」を削り、同条第1号の表中

「

課名	係又はセンター名	を
----	----------	---

」

「

課名	係名	に、
----	----	----

」

「

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター	を
--------	-------------------	---

」

「

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭支援係	に
--------	------------------	---

」

改め、同条第2号の表中

「

課名	係又はセンター名	を
----	----------	---

」

「

課名	係名	に、
----	----	----

」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 を  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭支援係
--------	------------------

 に  
 」

改め、同条第3号の表中

「  

課名	係又はセンター名
----	----------

 を  
 」

「  

課名	係名
----	----

 に、  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 を  
 」

「  

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭支援係
--------	------------------

 に  
 」

改める。

第5条第1項中「、センターに所長を」を削り、同条第3項及び第4項中「係長、所長」を「係長」に改める。

第6条第1項中「、係長又は所長」を「又は係長」に、「、係又はセンター」を「又は係」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第13号

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市保健所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条食品衛生課の所掌事務（6）中「及び総合衛生管理製造過程承認施設」を削り、同所掌事務（7）を次のように改める。

（7）食品安全基本法（平成15年法律第48号）第7条に基づく施策の策定及び実施に関すること。

第4条精神保健福祉課の所掌事務中（6）を削り、（7）を（6）とし、（8）から（10）までを（7）から（9）までとする。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第14号

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第2条の表以外の部分中「又は室」を削り、同条の表中「又は室」を削り、

「	財産管理課	企画係 施設係 装備係	を
	予防課	予防係 危険物規制係 火災調査係 保安係	
」			
「	財産管理課	施設係 装備係	に、
	予防課	予防係 規制係	
」			
「	安全対策課	災害対策係 部隊管理係	を
」			
「	安全対策課	安全対策係	に
」			

改める。

第3条消防総務課の所掌事務中（14）を削り、（15）を（14）とし、（16）から（22）までを（15）から（21）までとする。

第3条査察課の所掌事務（4）を次のように改める。

（4）予防技術資格者に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第15号

静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則（平成15年静岡市規則第248号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び副所長」を「、副所長及び係長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市消防手帳規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防手帳規則の一部を改正する規則

静岡市消防手帳規則（平成15年静岡市規則第251号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第172条第4項」を「第172条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、室」を削り、同項の表中

「

課名	係、室又はセンター名
教育総務課	総務係 管理係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係 教師塾係

を  
」

「

課名	係又はセンター名
教育総務課	総務・政策法務係 管理係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係

に、  
」

「

学校教育課	学びの多様化推進室 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
-------	----------------------------------

を  
」

「

学校教育課	学びの多様化推進係 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
-------	----------------------------------

に  
」

改める。

第3条教職員課の所掌事務中(18)を削り、(17)の次に次のように加える。

(18) 教員採用候補者に関する事。

(19) 教員の人材確保に関する事。

第3条学校教育課の所掌事務中(18)を(19)とし、(12)から(17)までを(13)から(18)までとし、同所掌事務(11)中「及び寄宿舍」を削り、同(11)を同所掌事務(12)とし、同所掌事務中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 就学支援委員会に関する事。

第3条学校教育課の所掌事務に次のように加える。

(20) 教育支援センターの管理に関する事。

第3条児童生徒支援課の所掌事務中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(12)までを(6)から(11)までとする。

第3条学校給食課の所掌事務(6)中「、梅ヶ島こども園」を削り、「、和田島こども園及び由比こども園」を「及び和田島こども園」に改める。

第4条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「、室長」を削り、同条第3項中「、室長」を削り、「課、室」を「課」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第2号

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月13日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

## 静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び室」及び「、室に室長を」を削り、「学校図書館支援室」を「教育情報基盤係」に、「情報教育支援室」を「学校図書館支援係」に改め、同条第4項中「、室長」を削る。

第3条第2項中「、係長及び室長」を「及び係長」に改める。

第5条事務分掌中（8）を（10）とし、（5）から（7）までを（7）から（9）までとし、（4）の次に次のように加える。

（5）校務支援システムの維持管理に関する事。

（6）学校図書館に係る運営の支援に関する事。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和8年3月11日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正方

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中

「

水道建設・維持課	管理係 維持係 工事第1係 工事第2係 給水装置係
----------	---------------------------

を」

「

水道建設・維持課	管理係 工事第1係 工事第2係 維持係 給水装置係
----------	---------------------------

に」

改め、同条第3号の表中

「

下水道施設課	管理係 整備係 改良係 水質管理係 中島・城北・長田浄化センター（同センターに中島施設係及び城北・長田管理係を置く。） 高松浄化センター（同センターに高松施設係を置く。） 清水北部・南部・静岡浄化センター（同センターに清水北部施設係及び清水南部・静岡管理係を置く。）
--------	---

を」

「

下水道施設課	管理係 整備係 改良係 水質管理係 中島・城北・長田浄化センター（同センターに中島施設係及
--------	---

	び城北・長田管理係を置く。) 高松浄化センター (同センターに高松管理係を置く。) 清水北部・ 南部・静清浄化センター(同センターに清水北部管 理係及び清水南部・静清管理係を置く。)	に
--	--	---

改める。

第3条水道計画課の所掌事務(3)中「水道事業に係る施設又は設備の」を「水道施設の」に改める。

第3条水道建設・維持課の所掌事務中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(13)までを(8)から(12)までとする。

第3条水道施設課の所掌事務(2)の次に次のように加える。

(3) 水道施設に係る用地の取得に関すること(別表区域を除く。)

別表中「、足久保奥組の一部」を削り、「及び渡の上の一部」を「、渡の上の一部、桂山の一部及び油島の一部」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和8年3月12日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正 方

## 静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第2条関係）

手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき。	日額400円
用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき。	日額300円
不快作業手当	下水管渠 <sup>きょ</sup> 内の作業に従事したとき。	日額620円
	汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業に従事したとき。	日額470円
緊急出動手当	正規の勤務時間外の時間、休日等において、管理者の招集によって出勤し、現場作業に従事したとき。	1回につき1,120円
危険作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等の作業に従事したとき。	日額200円
	建築物の基礎工事その他これに類する工事において、地下又は水面下4メートル以上の深所で行う工事	日額200円

	現場における監督、測量等の作業に従事したとき。	
	増水時における取水口の保守点検等危険な業務に従事したとき。	1回につき300円
災害応急対策等業務手当	災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付を受ける者を除く。）が、災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したとき。	日額900円

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第1号

静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程（令和7年静岡市訓令第3号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市訓令第2号

清水区蒲原支所

静岡市蒲原庁舎における宿直及び日直に関する規程（平成18年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月9日

静岡市長 難波 喬 司

第6条第2号中「市営霊柩自動車の使用及び埋火葬」を「埋火葬及び斎場の利用」に改める。

第9条第2号中「市営霊柩自動車利用許可書等」を「斎場利用許可証」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

# 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月12日

静岡市消防長 成澤 央久

第2条第3項中「置く」を「置き、出張所（南田町出張所及び初倉出張所に限る。）に日勤救急係を置く」に改める。

第3条第3項第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 救急に関すること（南田町出張所及び初倉出張所に限る。）。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること（南田町出張所及び初倉出張所に限る。）。

第6条第1項中「係長」の次に「(出張所の係長を除く。）」を加え、同条第2項中「及び副所長」を「、副所長及び係長」に改める。

別表7 静岡市島田消防署の表中

「

川根南出張所	島田市川根町身成3481番地の1	島田市の区域のうち川根町身成、川根町家山、川根町拔里、川根町葛籠、川根町笹間渡、川根町笹間上、川根町笹間下、川根町上河内、福用、高熊、身成、伊久美、笹間下の区域及び榛原郡川根本町の区域のうち地名の区域
川根北出張所	榛原郡川根本町元藤川2番地の4	榛原郡川根本町の区域のうち青部、壺町河内、犬間、梅地、奥泉、上岸、上長尾、久野脇、桑野山、崎平、下泉、下長尾、千頭、田代、田野口、徳山、東藤川、文沢、水川及び元藤川の区域

を

」

「

川根南出張所	島田市川根町身成3481番地の1	島田市の区域のうち川根町身成、川根町家山、川根町拔里、川根町葛籠、川根町笹間渡、川根町笹間上、川根町笹間下、
--------	------------------	--

」

		川根町上河内、福用、高熊、身成、伊久美及び笹間下の区域	に
川根北出張所	榛原郡川根本町元藤川2番地の4	榛原郡川根本町の区域	

改め、別表8 静岡市牧之原消防署の表中

消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域のうち大江、大沢、大沢一丁目、大寄、男神、片浜、鬼女新田、黒子、西山寺、相良、汐見台、菅ヶ谷、須々木、中西、西萩間、波津、波津一丁目、波津二丁目、波津三丁目、東萩間、蛭ヶ谷、福岡、松本、女神、和田及び白井の一部及び牧之原の一部の区域	を
地頭方出張所	牧之原市新庄340番地2	牧之原市の区域のうち落居、笠名、地頭方、地頭方一丁目、新庄、堀野新田の区域	

消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域のうち大江、大沢、大沢一丁目、大寄、男神、片浜、鬼女新田、黒子、西山寺、相良、汐見台、菅ヶ谷、須々木、中西、西萩間、波津、波津一丁目、波津二丁目、波津三丁目、東萩間、蛭ヶ谷、福岡、松本、女神、和田、白井の一部及び牧之原の一部の区域	に
榛原出張所	牧之原市細江4405番地1	牧之原市の区域のうち勝田、勝間、勝俣、切山、坂口、坂部、静谷、静波、嶋、道場、中、仁田、布引原、細江、白井の一部及び牧之原の一部の区域	
地頭方出張所	牧之原市新庄340番地2	牧之原市の区域のうち落居、笠名、地頭方、地頭方一丁目、新庄及び堀野新田の区域	

改め、別表9 静岡市吉田消防署の表中

「

消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	榛原郡吉田町の区域のうち大幡、片岡、川尻、神戸、住吉の区域及び牧之原市の区域のうち勝田、勝間、勝俣、切山、坂口、坂部、静谷、静波、嶋、道場、中、仁田、布引原、細江、白井の一部及び牧之原の一部の区域
-----	------------------	--

を

」

「

消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	榛原郡吉田町の区域
-----	------------------	-----------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第2号

消防局

各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年静岡市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月12日

静岡市消防長 成澤 央久

第3条第3項第3号中「部隊管理係員（係長を除く。）」を「静岡市災害機動支援隊員」に改め、同条第4項中「のうち」の次に「三部制勤務又は」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

# 議会告示

静岡市議会告示第1号

静岡市議会事務局処務規程(平成15年静岡市議会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月13日

静岡市議会議長 山根田鶴子

第2条第2項の表中

「

議事課	議事係	を
調査法制課	調査法制係	

」

「

議事・調査法制課	議事係 調査法制係	に
----------	-----------	---

」

改める。

第4条議事課の所掌事務を議事・調査法制課の所掌事務とし、同所掌事務(5)の次に次のように加える。

- (6) 各種情報及び資料の収集並びに整備等に関すること。
- (7) 市政等、各種調査に関すること。
- (8) 議員提出議案の立案補助に関すること。
- (9) 議会に関する各種規程の制定及び改廃に関すること。
- (10) 議会の広報に関すること。
- (11) 傍聴に関すること。
- (12) 議会図書室に関すること。
- (13) 市議会史等、刊行物に関すること。
- (14) 議員の資産等の公開に関すること。
- (15) 政務活動費に関すること。
- (16) 議会の所管に係る政策法務の推進に関すること。

第4条調査法制課の所掌事務を削る。

別表人事に関する事項の表中「議事課長又は調査法制課長」を「議事・調査法制課長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市議会告示第2号

静岡市議会図書室規程（平成15年静岡市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月13日

静岡市議会議長 山根田鶴子

第5条第1項中「調査法制課」を「議事・調査法制課」に改める。

第6条第1項中「調査法制課長」を「議事・調査法制課長」に改め、同条第3項中「調査法制課」を「議事・調査法制課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 監査委員告示

静岡市監査委員告示第1号

静岡市監査委員事務局規程（平成15年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月12日

静岡市代表監査委員 深澤俊昭

第2条中 「監査第1係  
監査第2係 を 「監査第1係  
監査第3係」 監査第2係」  
に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。